

(案)

千葉県動物公園レストラン売店施設運営事業に関する基本協定書

千葉県（以下、「甲」という。）と[]（以下、「乙」という。）とは、千葉県動物公園レストラン売店施設運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本事業は、千葉県動物公園レストラン売店施設（以下「施設」という。）において、飲食及び物販サービスを提供し、利用者の利便性及び満足度の向上を図るとともに、利用者にとって魅力的な空間となるよう施設を適切に維持管理することを目的とする。本協定は、甲及び乙が連携して本事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号が定めるところによる。

- 1 事業期間 乙が本事業を実施する期間として甲が定めたものをいう。
- 2 募集関係図書 甲が本事業の公募に際して公表し、又は配布した募集要項その他の書類（本協定の案を除く。）の一切をいう。
- 3 提案書類 乙が本事業公募手続において甲に提出した一切の書類並びに本協定の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。
- 4 収益事業 乙が施設を利用して、自らの企画による事業を実施し、又は第三者にこれを行わせるものをいい、当該事業に係る利用者等又は当該第三者から利用料金その他の料金を徴収しないものも含む。
- 5 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの並びにこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態をいう。
- 6 法令の変更 法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定又は改廃をいう。

（適用関係）

第3条 甲及び乙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項が本協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。ただし、本協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類の内容に矛盾が生じる場合には、募集関係図書の内容を優先して適用するものとし、本協定の規定と募集関係図書又は提案書類の内容との間に矛盾が生じる場合には、本協定の規定を優先して適用するものとする。

（事業期間）

第4条 事業期間は、令和8年12月29日から令和14年1月 日までとする。

第2章 業務の範囲、業務の基準等

（業務の範囲及び実施条件）

第5条 乙が都市公園法第5条の規定による許可を受けて行う業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。乙は、施設の運営に関する方針、業務内容並びに実施方法及び実施体制等の詳細を定めた運営計画を作成し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- （1）施設での飲食、物販その他の収益事業に関する業務
- （2）施設の運営管理に関する業務
- （3）前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 乙が業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、本協定に定めるもののほか、募集関係図書及び提案書類に定めるところによる。この場合において、募集関係図書に定める条件は提案書類に定める条件に優先するものとする。ただし、提案書類に記載された条件の水準が募集関係図書に定める条件の水準を上回る場合は、当該上回る部分について提案書類に記載された条件を適用する。

3 乙は、甲の求めに応じ、千葉市動物公園の運営に協力するものとする。

（管理許可の取得）

第6条 乙は、本協定の締結後、速やかに都市公園法第5条の規定による許可の申請を行うものとする。申請に当たっては、施設の管理規程として運営計画を添付するものとする。

（関係法令等の遵守）

第7条 乙は、関係法令等に従って業務を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、乙の役員若しくは業務に従事する従業員又はこれらの者であった者が、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は本事業の実施以外の目的に使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密保持義務を課さなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、業務に関して保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に従い、適切に取り扱うとともに、個人情報取扱事業者として課される義務を履行しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 乙は、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念にのっとり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）業務に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- （2）業務の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等（暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- （3）業務に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を

提供すること。

(善管注意義務)

第11条 乙は、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施に当たって自己の責めに帰すべき事由により施設を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく施設を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって施設を原状に回復するために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の取得等)

第12条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、業務の実施に必要な許認可等を自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(人員の確保)

- 第13条 乙は、業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保し、必要な研修等を行うものとする。この場合において、当該人員に暴力団員等又は暴力団密接関係者（暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）を充ててはならない。
- 2 前項の規定により人員を確保する場合において、乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第5条に規定する事業主の責務を踏まえ、同法に規定する障害者を採用するよう努めなければならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、乙は、施設が本市の施設であることを考慮し、業務に従事する従業員の確保に当たっては、率先して本市内に居住する者の採用を図るものとする。

(再委託等)

- 第14条 乙は、業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。
- 2 乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下、この条において「再委託等」という。）ができる。
 - 3 乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。
 - 4 乙は、再委託等に当たり、自己の費用及び責任においてこれを行うものとする。
 - 5 乙は、再委託等を行った場合においては、再委託等の相手方の行為について、自ら行った場合と同様の責任を負うものとする。
 - 6 乙は、第2項の規定により再委託等を行う場合は、募集関係図書等の記載内容に従い、可能な限り本市内に本店又は主たる事務所を有する者に対して行うものとする。

(労働者の安全の確保等)

第15条 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に従い、施設において就労する労働者の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成及び労働災害の防止に努めるものとする。

(電力等の確保等)

第16条 甲は、乙が業務を実施する上で必要な電力、用水、燃料等（以下この条において「電力等」という。）について、事業期間の初日までに電力等の供給者と供給契約を締結する等により、利用可能な状態を確保するものとする。この場合において、乙が業務を実施する上で必要な電力等の確保に関する甲の義務は、これに限るものとする。

2 乙は、業務の実施に当たって費消した電力等の代金を負担し、又は副資材等を自己の責任において調達するものとする。

(近隣への配慮)

第17条 乙は、事業期間中、自己の費用及び責任において、業務の実施に当たり、周辺的生活環境に配慮するとともに、騒音、振動、悪臭その他周辺環境への影響の低減に努めるものとする。

(緊急時の対応等)

第18条 乙は、施設の利用者等に災害又は事故があったときは、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、本市において災害が発生した際に、施設が現地対策本部、物資の備蓄箇所、救護医療スペースその他救援又は復旧活動の拠点として利用される場合があることを了承するとともに、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、施設が当該役割を果たす上で必要な措置に協力するものとする。また、平時においては、当該役割を担うための防災機能の維持その他必要な準備に協力するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、避難所関連業務又は避難所の管理運営に関する業務に協力するものとする。災害等の発生により帰宅困難者が発生し、その受入れを行う必要がある場合も同様とする。

(付保)

第19条 乙は、自己の費用及び責任において、募集関係図書及び提案書類に定める内容の損害保険契約を締結し、事業期間中、当該保険契約を維持するものとする。

2 乙は、事業期間の初日までに、甲に対し、前項の損害保険契約に係る保険証券その他その内容を証する書面の原本を提示したうえで、その写しを提出しなければならない。損害保険契約を更新し、又は変更した場合も同様とする。

(工事等への協力)

第20条 乙は、甲又は甲が指定する者が事業期間中に施設について工事、修繕等（以下この条において「工事等」という。）を実施する場合は、工事等が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

2 乙は、工事等の実施により新たに追加された設備、備品その他物品を、管理業務の一環として適切に管理するものとする。ただし、甲がその管理権限に属さないものとして指定した部分については、この限りでない。

(原状変更)

第21条 乙は、自己の費用及び責任において施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

第3章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

第22条 乙は、毎年3月5日（当該日が園の休日に当たる場合は、その翌開園日）までに、翌事業年度の業務に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

- (1) 業務の実施体制に関すること。
- (2) 施設の運営に関する計画、収益事業の実施に関する計画その他業務の実施計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

2 事業計画書は、募集関係図書及び提案書類の内容に適合するものでなければならない。

3 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容を記載した書面を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(事業報告)

第23条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「報告事項」という。）を日報に記録するとともに、甲から提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金その他の収入の状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

2 乙は、毎事業年度終了後、甲乙協議のうえ別に定める期日までに、報告事項を記載した事業報告書に本事業に係る収支決算書を添付して甲に提出するものとする。

(経理の区分)

第24条 乙は、本事業に係る経理をその他の経理と区分して整理するものとする。

(関係機関との連絡調整)

第25条 乙は、事業計画の策定及び業務の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

第4章 業務の実施

第1節 総則

(業務責任者の選任)

第26条 乙は、業務に従事する従業員の中から業務責任者を選任しなければならない。

2 乙は、業務責任者を選任し、又は変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

3 業務責任者は、業務内容を十分に理解し、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の運営管理に関すること。
- (2) 利用者等の安全対策に関すること。
- (3) 甲との連絡調整に関すること。
- (4) 業務の指導監督に関すること。

(副業務責任者の選任)

第27条 乙は、業務責任者が不在のときにその職務を代理する者として、副業務責任者を選任しなければならない。

2 乙は、副業務責任者を選任し、又は変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(管理体制の構築)

第28条 前2条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便性の向上、事故の予防及び事故発生時の迅速かつ円滑な対応が図られるよう、業務を実施するための体系的な組織体制を構築するものとする。

(業務マニュアルの整備)

第29条 乙は、業務に従事する従業員が職務を適切に遂行することができるよう、事業期間の初日までに業務に関するマニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、甲に届け出なければならない。マニュアルの内容を変更した場合も、同様とする。

2 マニュアルは、関係法令等及び募集関係図書等の記載内容に適合するものでなければならない。

3 甲は、乙に対し、マニュアルについて必要な指導を行うことができる。

第2節 維持管理業務

(監視の実施等)

第30条 乙は、施設の使用時間中、施設を監視し、事故の予防に努めるとともに、施設又は設備等に異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、第16条に定めるもののほか、設備の保守その他の維持管理業務の遂行に必要な資格を有する者を確保するものとする。

(維持管理の実施)

第31条 乙は、事業計画書に記載する施設の維持管理に関する計画（次項において「維持管理計画」という。）の内容に従い、施設の点検、保守、修繕及び清掃その他の維持管理業務を実施するものとする。

2 乙は、維持管理計画に記載されていない施設の修繕で費用の支出が見込まれるもの（以下「個別修繕」という。）を実施する必要がある場合は、その旨を速やかに甲に通知するものとする。

3 乙は、前項の通知をした日から10日（市の休日の日数は算入しない。）以内に、個別修繕計画書（様式第1号）に当該修繕に関する見積書を添えて甲に提出し、当該修繕の実施について甲と協議するものとする。

4 前項の場合において、甲及び乙は、個別修繕の内容、実施主体、費用の負担、当該修繕が資本的支出となる場合の資産計上の考え方等について協議を行うものとし、別途個別修繕協定を締結したうえで、甲又は乙が当該個別修繕を行うものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、個別修繕に係る費用の額が1件につき20万円未満である場合は、乙は、第2項の通知をした後に自ら当該個別修繕を実施するものとする。ただし、甲が通知を受けたときに反対の意思を表示したときは、この限りでない。

6 乙は、前2項の個別修繕を実施したときは、当該個別修繕の実施結果について、これを完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書（様式第2号）を甲に提出して報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、乙は、施設の機能の維持を図るため必要な措置を適時に講ずるものとする。

(費用負担の確認)

第32条 前条第1項の維持管理及び同条第5項の個別修繕の実施に要する費用は、乙が負担するものとし、乙は、甲に対して別途費用の支払を請求することができないものとする。

2 前条第4項の規定により、甲がその費用を負担して個別修繕を行った結果、当該修繕に要した費用が20万円未満であったときは、甲は、当該費用を乙に求償することができる。

3 前2項に規定するほか、乙の責めに帰すべき事由により生じた維持管理又は修繕に要する費用は、乙が負担する。

第3節 収益事業の実施に関する業務

(収益事業の実施)

第33条 乙は、施設の設置目的並びに募集関係図書等及び事業計画書の内容に適合する範囲内においてのみ、収益事業を行うことができるものとする。

2 乙が当該事業年度の事業計画書に記載されていない収益事業を実施しようとする場合は、第22条の規定を準用する。

(許可の取得等)

第34条 乙は、収益事業を実施するために必要な場合は、関係法令等の定めるところに従い、自己の費用及び責任において所定の手続きを行い、所要の許可等を取得し、及び維持しなければならない。

(費用負担)

第35条 収益事業の実施（第三者に行わせる場合を含む。）に要する費用は、乙が負担する。

第5章 事業評価

(事業評価の実施)

第36条 甲及び乙は、業務が募集関係図書等及び事業計画書の内容並びに本協定に定める基準に適合して実施されているかどうかを確認するため、この章に定めるところにより事業評価を行うものとする。

(乙による事業評価の内容)

第37条 乙が行う事業評価の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務の実施状況を日報に記録すること。
- (2) 利用者へのアンケート調査を実施すること。
- (3) 業務の実施状況について自己評価を実施すること。

(甲による事業評価)

第38条 甲は、事業期間中、乙に対し、業務の実施状況について説明を求め、又は日報その他業務に関する書類の提出を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、施設に立ち入り、業務の実施状況又は前項の書類を確認することができる。

3 甲は、必要があると認めるときは、施設の利用者その他の関係者に質問することができる。

4 乙は、正当な理由がある場合を除き、前3項の調査に協力しなければならない。

5 甲は、前各項による確認及び調査の結果を踏まえ、甲乙協議のうえ定める時期に事業評価を行うものとする。

(改善の指示等)

第39条 甲は、乙が募集関係図書等、事業計画書又は本協定の定めに従って業務を実施していないと認めるとき、又は業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、乙に対し、その理由を示したうえで、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

第6章 管理許可の取消等

(管理許可の取り消し及び業務の停止)

第40条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が第39条の規定による甲の指示に従わず、甲が定めた期間を経過してもなお改善がなされないとき。
- (2) 乙が業務の全部又は大部分の遂行を放棄したと認められるとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の義務の履行が不能となったとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の義務を履行せず、甲が相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、なお履行しないとき。
- (5) 甲に提出した事業計画書、事業報告書、請求書その他の書類の重要な事項について、虚偽の記載があったとき。
- (6) 乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき、又は乙がこれらの申立てをしたとき。
- (7) 乙が支払不能若しくは支払停止の状態に陥ったとき、又は手形交換所による取引停止処分を受けたとき。
- (8) 乙又はその役員が暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、これらに準ずる重大な事由により、業務を継続することが著しく不適当であると認められるとき。

2 乙は、管理許可が取り消された場合は、取消しの日までの期間に係る事業報告書その他本協定の規定により提出を要する報告書の一切を、速やかに甲に提出するほか、次章に規定する措置を講ずるものとする。

(取消後の措置)

第41条 甲は、前条に規定する場合において、管理許可の取消し又は業務の停止により乙に生じた損害について、賠償の責任を負わない。

第7章 事業期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第42条 乙は、事業期間が満了したとき（管理許可が取り消されたときを含む。以下この章において同じ。）は、自己の費用及び責任において施設を原状に回復し、甲又は甲の指定する者（以下「承継者」という。）に引き渡さなければならない。ただし、甲が原状回復を要しないものとして承認した部分については、この限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由なく施設を原状に回復しない場合は、乙に代わって施設を原状に回復するために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(業務等の引継ぎ)

第43条 乙は、事業期間満了後も本事業が円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、甲又は承継者に対し業務の引継ぎを行うものとする。

2 乙は、事業期間が満了したときは、速やかに、マニュアルその他の業務に関する資料を甲又は承継者に引き継がなければならない。

3 乙は、前2項の規定による引継ぎに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、事業期間が満了した後であっても、甲の求めがあるときは、第1項の引継ぎが完了するまでの間、自己の費用及び責任において承継者に協力するものとする。

第8章 損害賠償

(甲の損害賠償義務)

第44条 甲は、その責めに帰すべき事由により本協定上の義務を履行せず、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第45条 乙は、その責めに帰すべき事由により本協定上の義務を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が甲の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令の変更によるものである場合(第47条第1項又は第48条第1項に規定する措置を講じた場合に限る。)は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、業務の遂行に関連して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第46条 乙は、業務の実施に当たり、又は業務の実施に不備があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害賠償金を支払ったときは、甲は、乙に対し、その支払額を求償することができる。

第9章 法令の変更等があった場合の措置

(報告)

第47条 乙は、事業期間中に法令の変更があった場合又は乙の責めに帰すべき事由によらず許認可等の効力が失われた場合は、その内容及び本事業に及ぼす影響を速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、本協定の変更その他必要な措置について、速やかに乙と協議するものとする。

第10章 不可抗力

(不可抗力)

第48条 甲又は乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となり、本事業の継続に重大な支障が生じた場合は、本協定の変更その他必要な措置について、速やかに協議するものとする。

(許可の取消し等)

第49条 前条の規定にかかわらず、不可抗力により本事業の継続が不能となり、又は本事業の継続に著しく多額の費用を要すると認められる場合は、甲は、乙と協議のうえ、管理許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に生じた損害について、損害賠償又は補償の責任を負わないものとする。

第11章 雑則

(地位等の譲渡等の禁止)

第50条 乙は、本協定上の地位及び業務に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

(合併等の報告等)

第51条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面により、合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受ける影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第52条 甲及び乙は、互いに業務に関して知り得た相手方の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、関係法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(計算書類等の提出)

第53条 乙は、乙の事業年度終了後3か月以内に、適正な監査を受けた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を甲に提出するものとする。

(事業年度等)

第54条 本事業に係る事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、事業最終年度については、4月1日から1月 日までとする。

2 本協定における期間の定めについては、本協定に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(通知等の様式等)

第55条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、承諾、解除等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙が本協定の定めるところに従い甲に提出した請求書、通知書、計画書、報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）について、乙が有する著作権は、別段の留保が付されない場合に限り、甲への提出と同時に甲に移転するものとする。また、乙は、著作者人格権について、これを甲に対して主張し、又は行使しないよう必要な措置を講ずるものとする。

(解釈)

第56条 甲が本協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくはこれらを受けたことをもって、乙の責任において実施すべき業務の全部又は一部について甲が責任を負うものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第57条 本協定に関連する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の費用)

第58条 本協定の締結に要する費用は、乙が負担するものとする。

(疑義等の決定)

第59条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一 印

乙 [主たる事業所の所在地]

[法人等の名称]

[代表者の職及び氏名] 印

個別修繕計画書

1 公園施設の名称

2 修繕箇所

3 修繕理由

4 修繕内容

(1)施工期間

(2)施工方法

5 修繕実施中に必要な措置

(1)安全対策

(2)利用者等への周知方法等

6 添付資料

(1)見積書

(2)現況写真

(3)図面等

個別修繕実施報告書

1 公園施設の名称

2 修繕箇所

3 修繕実施内容

(1)施工期間

(2)施工方法

(3)施工状況

4 修繕実施中に行った措置

(1)安全対策

(2)利用者等への周知方法等

5 添付資料

(1)竣工写真

(2)完成図 等